

東京都制度融資

創業融資

創業（事業開始後）

- ・創業から5年未満の若い企業をバックアップします！
- ・運転資金が7年以内、設備資金は10年以内の長期分割返済でのご利用が可能です。
- ・不動産担保や第三者連帯保証人は原則として必要ありません。

○創業融資 創業（事業開始後）の概要

- | | |
|----------|--|
| 1. 保証対象者 | (1)創業した日から5年未満の法人、個人、組合
※個人で創業し、同一事業で法人成りした方で、個人で創業した日から通算5年未満の方を含みます。
※創業した日は原則として法人の場合は登記簿上の会社設立日、個人の場合は税務署に提出する「個人事業の開業届出書」上の開業日を指します。
(2)都内で分社化しようとする具体的な計画を有する会社、または分社化により設立された法人で、設立後5年未満の法人(保証対象は子会社)。 |
| 2. 融資限度額 | 3,500万円以内 |
| 3. 資金用途 | 運転・設備 |
| 4. 融資期間 | 運転資金 7年以内(据置期間1年以内を含む)
設備資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) |
| 5. 保証料率 | 信用保証協会所定の料率 |
| 6. 融資利率 | |

(責任共有対象の場合)	(責任共有対象外の場合)
【固定金利】	【固定金利】
融資期間	融資期間
3年以内 : 1.9%以内	3年以内 : 1.5%以内
3年超5年以内 : 2.1%以内	3年超5年以内 : 1.6%以内
5年超7年以内 : 2.3%以内	5年超7年以内 : 1.8%以内
7年超 : 2.5%以内	7年超 : 2.0%以内
【変動金利】	【変動金利】
短プラ+0.7%以内	短プラ+0.2%以内

次の(1)または(2)を満たすものは、上記金利から0.4%優遇した金利となります。

創業支援特例（創業・支援）

- (1)産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。
- (2)商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社または信用保証協会より認定特定創業支援事業に準ずる創業支援を受け、その証明を受けていること。

7. 担 保 原則として不要
8. 保 証 人 法人は、原則として代表者を連帯保証人とします。
組合は、原則として代表理事を連帯保証人とします。
個人事業者は、原則として連帯保証人は不要です。

以上